

<写し>

公益財団法人 日本下水道新技術機構 第2回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成25年6月5日(水)15時00分から17時25分
- 2 開催された場所 公益財団法人 日本下水道新技術機構 8階特別会議室
- 3 理事総数 7名
- 4 出席理事数 7名(議決時6名)
(出席) 石川 忠男 江藤 隆 大村 達夫
永澤 章行 長澤 毅 花木 啓祐
手島 康博(開会時出席したが、議決時退席)

(監事出席) 小林 直行 丸山 淳一

5 議事の経過の要領及びその結果

議案(決議事項)

第1号議案 「平成24年度事業報告及び決算」の承認に関する件

- ① 平成24年度事業報告(案)
- ② 平成24年度決算関係書類(案)

第2号議案 諸規定の制定等に関する件

- ① 「組織規程(案)」
- ② 「文書管理・決裁規程(案)」
- ③ 「印章取扱規程(案)」
- ④ 「就業規則(案)」
- ⑤ 「出張規程(案)」
- ⑥ 「給与規程(案)」
- ⑦ 「退職手当支給規程(案)」
- ⑧ 「育児・介護休業規程(案)」
- ⑨ 「特定資産取扱規程(案)」

第3号議案 第2回評議員会の招集に関する件
報告事項

- ① 第1回評議員会開催報告
- ② 「監事監査規程」制定報告及び平成24事業年度「監査報告」
- ③ 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

(1) 議決数の報告及び議決に加わらない決議事項への事前申し出等

小山事務局長から決議要件について、定款第40条及び理事会運営規則第7条第1項の規定により、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うこととされているが、当理事会の出席総数は7名中6名(手島理事は開会時出席したが、議決時は退席したため)であり、決議要件は満たすことの報告があった。

また、出席理事の中で、特別の利害関係を有するため、議決に加わることができない決議事項があれば議決の前に議長に申し出されるよう説明があった。

(2) 議長の選出

小山事務局長から、理事会運営規則第6条第1項の規定により「理事会の議長は、理事長がこれに当たる」と定められていることの説明があり、これに則り石川忠男理事長が議長を務めることとなった。

(3) 議事録署名人の報告

石川忠男議長から議事録署名人は、定款 43 条第 2 項の規定により出席した代表理事及び監事であることから石川忠男代表理事と小林、丸山両監事が議事録署名人になることの報告があった。

(4) 議案の審議状況及び決議結果等

○決議事項

第 1 号議案 「平成 24 年度事業報告及び決算」の承認に関する件

冒頭、江藤専務理事から当該議案は定款第 9 条第 1 項の規定に基づくものであるが、報告事案が公益法人移行前の特例民法法人のものであるため、作成書類は①事業報告②貸借対照表③正味財産増減計算書④財産目録⑤キャッシュ・フロー計算書⑥収支計算書であることの説明があった。そのうえで、「平成 24 年度事業報告(案)」及び「平成 24 年度決算関係書類(案)」の両案について配布資料に基づき一括説明があった。

このあと、小林監事より監事監査規程制定の報告が行われ、次に丸山監事より平成 24 事業年度監査報告が監査報告書に基づき報告された。

これを受けて意見・質問はなく、議長が本議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第 2 号議案 諸規程の制定等に関する件

江藤専務理事から、移行に伴う 9 規程等の制定について、定款及び就業規則並びに労働基準法等関係法令に基づき附議したい旨の説明があった。

第 2 号議案 (1) 組織規程(案)について

江藤専務から、移行に伴い、定款第 47 条第 4 項の規定に基づき、事務局の組織に関し、必要な事項を定めることを目的とした本規程の制定理由の説明の後、各条文について詳細の説明があった。

このあと、意見・質問はなく、本議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第 2 号議案 (2) 「文書管理・決裁規程(案)」

江藤専務から、移行に伴い、定款第 47 条第 4 項の規定に基づき、文書の管理及び決裁について必要な事項を定め、事務処理の適正化及び能率の向上を図ることを目的とした本規程の制定理由の説明の後、各条文について詳細の説明があった。

このあと、同議案に関して、次の質疑応答があった。

丸山監事 本規程の保存文書の期間について根拠は何か。

江藤専務 前回の理事会で制定した情報公開規程に定める保存期間の基準をクリアしたうえで、公益法人協会の規程等も参考にしながら実務的に運用可能な保存期限とした。

以上のほか、意見・質問はなく、本議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第 2 号議案 (3) 「印章取扱規程(案)」

江藤専務から、移行に伴い、定款第 47 条第 4 項の規定に基づき、本機構において使用する印章の作成、管理及び押印について、必要な事項を定めることを目的とした本規程の制定理由の説明の後、各条文について詳細の説明があった。

このあと、意見・質問はなく、本議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案 (4) 「就業規則(案)」

江藤専務から、移行に伴い、労働基準法第89条の規程に基づき、本機構の職員の労働条件、服務規律その他就業に関する事項を定めることを目的とした本規程の制定理由の説明の後、各条文について詳細の説明があった。

このあと、同議案に関して、次の質疑応答があった。

長澤毅理事 同議案の第29条の規定により育児・介護休業規程を別に定めることとなっているが制定されているのか。

江藤専務 社会保険労務士に相談して育児・介護休業規程を第2号議案(8)のとおり制定したので後ほど説明したい。

永澤章理事 定年の63歳は機構独自に規定できるのか、高齢者雇用安定法との関係はどうなっているのか。

江藤専務 機構で規定できる。高齢者雇用安定法との関係は、65歳まで希望があれば勤務できる条文に整備した。社会的動向を見ながら必要があれば今後検討したい。

大村理事 嘱託職員とは、職員が定年後に嘱託となるのか。

江藤専務 公共団体の職員が退職後に職員として採用され、63歳を超えて嘱託になる場合もある。

小林監事 事業報告の中で「非正規職員」という言葉を使っているが、この規則でいう非常勤職員と同じなのか。

江藤専務 同じである。

以上のほか、意見・質問はなく、本議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案 (5) 「出張規程(案)」

江藤専務から、移行に伴い、就業規則第30条の規定に基づき、職員が、業務上必要があると認められた場合の国内及び国外への出張手続き並びに支給に関することについて定めることを目的とした本規程の制定理由の説明の後、各条文について詳細の説明があった。

このあと、同議案に関して、次の質疑応答があった。

丸山監事 従来の規程と比較してどのように改正したのか。

江藤専務 国家公務員の規程に準じた運用を行っており、実態に合わせて改正した。

丸山監事 規定は了解した。また、外国旅行の地域指定については国家公務員旅費法に準じた対応としているのか。

江藤専務 基本的には準じた対応としているが、再度確認したい。

以上のほか、意見・質問はなく、本議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案 (6) 「給与規程(案)」

江藤専務から、移行に伴い、就業規則第31条の規定に基づき、職員の給与について定めることを目的とした本規程の制定理由の説明の後、各条文について詳細の説明があった。

このあと、同議案に関して、次の質疑応答があった。

大村理事 この規程で職員すべてをカバーできるのか。カバーできないときはどうするのか。

江藤専務 基本的には、カバーできると思うが、必要性が生じた場合は、25条により理事長が別に定めることができる規定となっている。

以上のほか、意見・質問はなく、本議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案 (7) 「退職手当支給規程(案)」

江藤専務から、移行に伴い、就業規則第47条の規定に基づき、職員が退職又は解雇(就業規則第59条第四号に規定する懲戒免職を除く。)された場合における退職手当の支給について定めることを目的とした本規程の制定理由の説明の後、各条文について詳細の説明があった。

このあと、意見・質問はなく、本議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案 (8) 「育児・介護休業規程(案)」

江藤専務から、移行に伴い、就業規則第28条及び第29条の規定に基づき、本機構の職員の育児・介護休業、育児・介護のための時間外勤務及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めることを目的とした本規程の制定理由の説明の後、各条文について詳細の説明があった。

このあと、同議案に関して、次の質疑応答があった。

永澤章理事 機構は少数精鋭の体制で業務執行をしていると思うが、実際に休業する場合に安心して休業ができる代替措置は考えているのか。

江藤専務 事務部門は柔軟な対応が可能となるよう人員配置をしている。研究部門は、調査研究などは複数名のグループで対応しているので問題は少ない。余裕を持った人員配置は実際問題として難しい部分もあるが状況に応じて対応していく必要があると考えている。

大村理事 時間短縮の場合は賃金カットになるのか。また、男性も対象か。

江藤専務 賃金カットになる。男性も対象となる。

以上のほか、意見・質問はなく、本議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案 (9) 「特定資産取扱規程(案)」

江藤専務から、移行に伴い、定款第55条の規定に基づき、会計規程第29条第1項に定める特定資産の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とした本規程の制定理由の説明の後、各条文について詳細の説明があった。

このあと、同議案に関して、次の質疑応答があった。

花木理事 下水道新技術基金の用途は何か。

江藤専務 従来の基本財産と改良費補填積立資産の振り替えであり、取り崩しは第3条に記載されているとおり、公益目的事業活動の維持と改良工事の補填時としている従来の基本財産という主旨を踏まえ、公益目的保有財産として保有し、運用益はすべて公益目的事業の財源として使用することとしている。

花木理事 資産の運用は、第7条でなるべく高い運用益が得られる方法で行うと規定しているが、このようなハイリスクの運用をして良いのか。

江藤専務 別に定める財産管理運用規定により、取得した債券の保有基準格付けなどについて厳しく規定しておりハイリスクの運用は考えていない。

小林監事 当該基金を20億円とする手続きはどうするのか。

江藤専務 この基金は、従来の基本財産と改良費補填積立資産の振り替えであり、移行申請時に理事会の承認を経たうえで、当該基金名の20億円で内閣府に申請しており、この金額を維持していきたいという思いで金額を明

示している。もし、20億円を超えるようであれば規程の変更若しくは別途、新たな特定資産の設置を考えたい。

大村理事 この基金の本来の性格はなにか。
江藤専務 構成は財産目録にあるように、主として従来の基本財産であることから、安定的に維持していきたいと考えており、状況が改善されれば外債もいずれ国債に切り替えようと思っている。

丸山監事 20周年記念引当資産は25年度にすべて使用するのか。
江藤専務 そのとおりである。

以上のほか、意見・質問はなく、本議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案 第2回評議員会の招集に関する件

江藤専務から、第2回評議員会を定款第20条第1項の規定に基づき、6月19日（水）午後1時から当機構特別会議室で開催したい旨の説明があった。

議案等は平成24年度決算関係書類の承認に関する件並びに平成24年度事業報告、諸規程の制定についての報告及び理事会での報告事項であるとのことであった。

このあと、意見・質問はなく、本議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○報告事項

- 1 江藤専務理事より、第1回評議員会開催の報告があった。
- 2 代表理事(石川理事長)及び業務執行理事(江藤専務理事)から職務執行状況の報告があった。

以上をもって議案及び報告事項について、すべて終了したので、17時25分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成25年6月5日

代表理事

石川 忠男



監事

小林 直行



監事

丸山 淳一

